

# 「名古屋市依存症専門医療機関開設支援事業補助金」の概要

## 1 目的

アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症について、選定基準に基づいて本市が選定する「依存症専門医療機関」の拡大を図るため、その開設に係る経費を補助するものです。

## 2 補助金交付の主な要件（全ての要件を満たす必要があります）

- (1) 補助金の交付決定を受けた翌年度末までに依存症専門医療機関の申請手続きを行うこと。
- (2) 補助金申請時点において、選定基準の人員配置に係る研修を修了した医師が1名以上配置されていること。
- (3) 依存症専門医療機関として選定を受けた後、少なくとも3年以上は専門医療機関として活動すること。

## 3 補助率及び補助上限額

補助率：1／2

補助上限額：選定種別（アルコール・薬物・ギャンブル等）ごとに200万円

## 4 支払方法

精算払い（実績額が確定した後にお支払いします）

## 5 主な補助対象経費の例

- 従事する職員の人件費（給料、手当、社会保険料など）
- 開設に必要な備品、消耗品にかかる経費（備品購入費、需用費など）
- 院内研修の開催に係る経費（報償費など）
- 院外研修の参加に係る経費（負担金、旅費など）

## 6 補助対象期間

補助金交付決定日から当該年度の3月31日までにかかった経費が対象です。

名古屋市健康福祉局健康増進課精神保健担当

電話：052-291-4764 FAX:052-291-4793

E-mail：[a2633@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2633@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)